

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月27日(2021.5.27)

【公開番号】特開2019-180951(P2019-180951A)

【公開日】令和1年10月24日(2019.10.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-043

【出願番号】特願2018-77193(P2018-77193)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/551 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/551 2 0 0

A 6 1 F 13/56 1 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月7日(2021.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

図2及び図3に示すように、平面視において、テープ部材60は、粘着部70と本体部20の外縁との間に配置されている。本実施の形態のテープ部材60は、粘着部の後端縁と、本体部の後端縁との間に配置されている。図2に示すように、テープ部材60は、固定領域61側に位置する一端60Aと、非固定領域64側の他端60Bと、一端60Aから他端60Bに向かって延びる一対の側縁60Cと、を有する。テープ部材60は、テープ部材60の一端60A側から他端60B側に向かう第1方向D1と、第1方向D1と直交する第2方向D2と、を有してよい。テープ部材60の一端60Aは、テープ部材60の長手方向における一端であってよい。本実施の形態の第1方向D1は、テープ部材60の長手方向に沿っており、吸収性物品10の前後方向Lに沿っている。他の形態において、テープ部材60の一端60Aは、テープ部材60の短手方向における一端であってよい。また、他の形態において、第1方向D1は、テープ部材60の幅方向に沿い、吸収性物品の幅方向に沿ってよい。なお、第1方向D1は、テープ部材60を操作時に引き出す方向であってよい。よって、テープ部材60の第1方向D1の長さは、テープ部材60の第2方向D2の長さよりも長くてよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 5】

非固定領域64は、本体部20に固定されていない、かつ伸長方向に伸長可能に構成されている。非固定領域64の伸長方向は、第1方向D1であってもよいし、第2方向D2であってもよい。本実施の形態の非固定領域64の伸長方向は、第1方向D1であり、固定領域61を基点に固定領域61から離れる方向に伸長可能である。使用者がテープ部材を引っ張ることによって、テープ部材が本体部20の外縁よりも外側に延出してよい。ここで、「伸長」とは、「弹性変形」又は「塑性変形」による伸長を含む。一例として、テープ部材60は、伸縮性シート、フィルムから構成されていてよい。非固定領域64は、

本体部 2 0 の粘着部 7 0 に対して止着可能に構成されている。非固定領域 6 4 は、使用者がテープ部材 6 0 を操作する部分である。より詳細には、使用者は、テープ部材 6 0 を使用する際に、非固定領域 6 4 を把持して固定領域 6 1 を基点にして非固定領域 6 4 を折り返したり、非固定領域 6 4 を第 1 方向 D 1 に伸長したりして、非固定領域 6 4 を本体部 2 0 に止着する。非固定領域 6 4 の少なくとも一部は、使用者が把持可能な把持部を構成する。把持部は、非固定領域 6 4 全域であってもよいし、非固定領域 6 4 のうち、固定領域 6 1 とは反対側の一端側に設けられていてもよい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

テープ部材 6 0 は、本体部 2 0 に剥離可能に接合された仮固定領域（図示せず）を有してもよい。仮固定領域は、テープ部材 6 0 の使用時（吸収性物品の廃棄時）に裏面シート 2 2 から剥がれるように構成されている。仮固定領域は、テープ部材 6 0 の使用前（吸収性物品 1 0 の使用時）に裏面シート 2 2 から剥がれないことが好ましい。仮固定領域を設けることにより、テープ部材 6 0 の使用前（製造時、着用時）に非固定領域 6 4 が捲れたり、非固定領域 6 4 が折れたりすることを抑制できる。仮固定領域は、第 1 方向に固定領域 6 1 及び非固定領域 6 4 に隣接してよく、固定領域 6 1 よりも他端 6 0 B 側かつ非固定領域 6 4 よりも一端側に配置されてよい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 7】

仮固定領域におけるテープ部材 6 0 と裏面シート 2 2 の接合強度は、固定領域 6 1 におけるテープ部材 6 0 と裏面シート 2 2 の接合強度よりも低くてよい。仮固定領域の接合力が固定領域 6 1 の接合力よりも低いため、使用者は、テープ部材 6 0 の使用時に容易に仮固定領域を剥がし、非固定領域 6 4 を掴んでテープ部材 6 0 を操作することができる。固定領域 6 1 及び仮固定領域の接合手段としては、接着剤、エンボス加工、熱溶着、超音波溶着を例示できる。固定領域 6 1 及び仮固定領域は、本体部 2 0 の外縁のエンボスによって構成されていてもよい。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 1】

次いで、このように構成された吸収性物品の使用態様の一例について説明する。使用者が吸収性物品 1 0 を使用する際は、包装シート 8 0 を展開し、本体部 2 0 の粘着部 7 0 と包装シート 8 0 を剥離させる。これにより、本体部 2 0 の粘着部 7 0 が露出する。また、テープ部材 6 0 は、固定領域 6 1 を介して裏面シート 2 2 に接合されている。次いで、下着などの着用物品に粘着部 7 0 を止め、吸収性物品 1 0 を使用する。吸収性物品 1 0 の使用後に、本体部 2 0 を着用物品から引き剥がす。吸収性物品 1 0 の肌対向面を内側にして、吸収性物品 1 0 の前端縁側（テープ部材が配置されていない側）から吸収性物品 1 0 を丸める。テープ部材 6 0 の非固定領域 6 4 を把持し、固定領域 6 1 を基点に非固定領域 6 4 を折り返し、かつ非固定領域 6 4 を伸長させることにより、テープ部材 6 0 の少なくとも一部が本体部 2 0 の外縁よりも外側に延出する。テープ部材 6 0 の第 2 層 6 6 を粘着部

70等に止着することによって、吸収性物品10を丸めた状態に維持することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

本実施の形態のテープ部材60は、固定領域61を基点に非固定領域64が折り返されることにより、非固定領域64の少なくとも一部が本体部20の外縁よりも外側に延出する。テープ部材60は、折り返されていない状態において、本体部20の外縁よりも内側に配置されてもよい。テープ部材60は、肌対向面側から見ると、本体部20に隠れた状態であってもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

本実施の形態のテープ部材60は、伸長可能に構成されており、自然状態において、本体部20の外縁よりも内側に配置されている。更に別の例として、テープ部材は、Z型に折り畳まれたシートから構成されていてもよい。この場合、使用者がテープ部材60の先端を引っ張ることによって、折り畳まれたテープ部材60が展開され、これによりテープ部材60が本体部20の外縁よりも外側に延出する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

このような構成によれば、吸収性物品10の使用中においては、テープ部材60は、裏面シート22の非肌対向面側で本体部20の外縁よりも内側に配置されているため、経血のような体液が付されない。使用者は、吸収性物品10の使用後に、外側に延出させたテープ部材60を粘着部70等に止着することによって、吸収性物品10を丸めた状態に維持することができる。ここで、テープ部材60に経血のような体液が付着しないため、テープ部材60と粘着部70との接合力の低下、又はテープ部材60の止着手段の接合力の低下を防止することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

さらに、吸収性物品10の使用中においては、テープ部材60は、裏面シート22の非肌対向面側に設けられ、本体部20の外縁より外側へ延びていないため、テープ部材60は、着用者の肌に直接当たらない。したがって、使用中の違和感や不快感を低減することができる。